

情 報 局 編 輯

# 週 報

二十二年四月四日號

昭和二十二年十月十一日第一種郵便物認可  
（每週一回水曜日發行）

## 決戰態勢強化

改正された防空法  
南方作戰の特徴  
ハワイ海戦の戦果

産業再編成問答  
英米罪惡史(一)

特輯 常會の頁

五錢

272號



戦ひは寧ろ今後にあります。我等國民は  
個々の戦勝に酔ふことなく、又個々の現  
象を憂ふることなく、愈々正氣を擴充し  
て互に相倚り相扶け、内は荒怠を戒め、  
外は邪惡思想の滲透を防ぎ、必勝の確信  
の下に飽くまで獻身殉國を念とし、誓つ  
て征戰の目的を貫徹せねばなりません。

(東條内閣總理大臣の議會演説より)

### 週報

第二七二號  
十二月廿四日

- 生活に活かせ大勝の感激を……
- 改正された防空法 内務省……
- 戦時下犯罪の嚴罰 司法省……
- 南方作戦の特徴 大本陸軍報道部……
- ハワイ海戦の戦果 大本海軍報道部……
- 日泰同盟條約成立す……
- 英米罪惡史(一)……
- 産業再編成問答(四) 商工省……
- 常會の頁……

### 週日誌

- 十一月廿四日(日)
  - 海軍航空部隊の傑功(支那)を御嘉尚、山本聯合艦隊司令長官に再度勅語を賜ふ。
  - 對米英戰を、支那事變を含め大東亞戰爭と呼稱の頁、情報局発表。
  - 十一月廿四日(日)
    - 飲酒管理法案、臨時軍刑罰處罰の特例に關する法律案、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案成立。
    - 改正國民徴用令公布、實施さる。
    - 物資統制令公布、實施さる。
    - 十一月廿七日(水)
      - 臨時議會において戦時保險臨時措置法案、言論・出版・集會・結社等臨時取締法案成立。
      - 改正防空法施行令公布(十一月二十日より實施)。
      - 第七十八帝國議會の審議完了。
      - 捕獲審檢所長官に清水范氏就任。
      - 十一月十八日(金)
        - 第七十八帝國議會の閉院式舉行さる。
  - 十一月廿五日(月)
    - 日獨伊三國混合委員會第一回協議會をベルリンで開催(十一月十六日)。
    - 天皇陛下、第七十八帝國議會開院式に御臨幸あらせられ、優渥なる勅語を賜ふ。
    - 臨時議會において、豫算案三、日獨交換放送協定成立。

戦ひは寧ろ今後にあります。我等國民は  
個々の戦勝に酔ふことなく、又個々の現  
象を憂ふることなく、愈々正氣を擴充し  
て互に相倚り相扶け、内は荒怠を戒め、  
外は邪惡思想の滲透を防ぎ、必勝の確信  
の下に飽くまで獻身殉國を念とし、誓つ  
て征戰の目的を貫徹せねばなりません。

(東條内閣總理大臣の議會演説より)

### 週報

第二七二號  
十二月廿四日

- 生活に活かせる大勝の感激を……
- 改正された防空法 内務省…
- 戦時下犯罪の嚴罰 司法省…
- 南方作戦の特徴 大本營陸軍報道部…
- ハワイ海戦の戦果 大本營海軍報道部…
- 日泰同盟條約成立す…
- 英米罪惡史(一)……
- 産業再編成問答(四) 商工省…
- 常會の頁……

### 週日誌

- 十一月廿二日(金)
  - 海軍航空部隊の偉功(マレー半島の御嘉尚、山本聯合艦隊司令長官に再度勅語を賜ふ)
  - 對米英戰を、支那事變を含め大東亞戰爭と呼稱の旨、情報局發表
- 十一月廿四日(日)
  - 第二十二回(陸軍第十八回)支那事變生存者論功行賞の御沙汰あらせらる
  - 臨時軍事費追加豫算(二十八億圓)と閣議で決定
  - 十一月十五日(月)
    - 第七十八帝國議會成立
    - 日獨伊三國混合委員會第一回協議會をベルリンで開催
    - 十一月十六日(火)
      - 天皇陛下、第七十八帝國議會開院式に幸あらせられ、優渥なる勅語を賜ふ
      - 臨時議會において、豫算案三
      - 日獨交換放談協定成る
    - 十一月十八日(木)
      - 第七十八帝國議會の開院式舉行さる
  - 十一月十七日(水)
    - 物資統制令公布、實施さる
    - 臨時議會において戦時保國臨時措置法案、言論・出版・集會・結社等臨時取締法案成立
    - 改正防空法施行令公布(十一月二十日より實施)
    - 第七十八帝國議會の審議完了
    - 捕虜査檢所長官に清水澄民就任

## 生活に生かせ大勝の感激を

大東亞戦争勃發劈頭において、早くもハワイ海戦で米太平洋艦隊を全滅せしめ、續くマレー沖海戦に英國東洋艦隊の主力を掃ふる。陸軍またマレー、フィリピンに戦果を擴大して米英の牙城、香港を制しシンガポールに迫る。東は遙かハワイ群島より、西は印度洋へ、南は遠く濠洲に近く渺々たる太平洋を抱く大戦域が、一朝にして我々の眼前に拓けたのである。この雄大なる規模、絶大なる壯舉を思ふとき、我々は胸躍る感慨を抑へることが出来ない。

今日の大勝を開戦前において確信を以て豫見した者が果してどれだけあつたであらうか。全世界を震撼せしめたこの赫々たる戦果は、わが陸海軍の血を吐く猛訓練と尊い犠牲の賜であり、一度出でて再び生還を期せざる軍人精神の然らしめたところ、我々一億國民の感謝感激措く能はざるところである。勝利はつねに御稜威と共にあり、刻一刻至る勝利の快報に我々はいよいよ皇國不敗の信念を固めるばかりである。

併しながら、我々は緒戦の勝利に酔ひ、凱歌に驕つてはならない。相手は世界に冠たる大國であり、強國である。傳統のねばり強さを誇る英國であり、比類なき富を豪語する米國である。兩國にして男ならば、必ずや今日の不覺を雪辱する日を期してゐるであらう。敵潜水艦の海上ゲリラ戦とわが

哨戒の眼をかすめて来る敵機の來襲もないとは斷言出来ない。恐れず、侮らざるの備へをつねに持ち、警戒は決して緩めてはならない。

また米英は、持てる富に物をいはせて長期戦を以て我に當らんとする戦法を選ぶであらう。長期戦、固より覺悟の前であり、何の脅えることがあらうか。短期武力戦だけで、この戦争が終るとは誰一人として思つてゐないだらう。如何に長期に亘るとも、最後の目的を達成するまで、勝ち抜かんとする必勝の決意我にあり、皇國の、否東亞の興廢かけての一戦こそ、この大東亞戦争なのである。

長期戦といつても、それは長期建設戦である。重慶のやうな長期抗戦の消耗戦ではなく、戦ひつゝ建設し、建設しつゝ戦ふのである。そして武力戦のみならず、經濟戦、思想戦を以て、米英の努力を壓倒し去つて、新らしき世界の秩序を建設せんとするのである。我々は今こそ、いはゆるABCD包圍陣を八方に擊破して、逆に彼等を封鎖しようとしてゐるのである。持てる國アメリカが、今や日本によつてゴム、錫等の資源を抑へられて、經濟封鎖の脅威を受けるに至つたのである。

かくして情勢は一變し、我々の前には洋々たる希望が開けつゝある。太平洋と東亞を、英米の搾取から開放する大東亞共榮圈の建設が武力戦の進展と共に急速に緒につかんとしてゐるのである。この廣域に雄飛する未來の日本の姿を描くとき、我々は日本民族の生き甲斐を感じ、皇國の歴史を祝福せずにはゐられない。

併しながら建設への道は荆の道であり、戦ひの道である。遠大な希望に眩惑され、或ひは眼前の功をせめて小成に安んじてはならない。「もうこれでゴムは大丈夫だ、油は来るだらう、生活も樂になるに迷ひない」といふやうな安易な考へを抱く者ありとすれば、大東亞戦争の究極の目的を解しない近視眼である。事實この廣域には我々の使ひ切れぬ資源があり、これを開發することは必要で

ある。勿論さうせねばならないが、單にそれだけであつてはならない。究極の目的はこの地を米英の支配から解放し、東亞の新秩序を樹立し、樞軸國と力を合せて世界の新秩序、世界の平和を確立せんとする戦であつて、それまでは決して牙を収めない覚悟を以て望まねばならない。

大東亞共榮圏の資源の開発だけでも實に容易ならぬことである。これを如何に賄ふか、更にこの地域において粉砕された米英の秩序の後に新しい文化を、政治を、打ち建てねばならないのである。それには我々に今後、この地域を經營する雄大なる抱負総論がなくてはならない。そしてその全責任が、我々日本國民の上に課せられてゐるのである。

大東亞戦争の完遂のために、大東亞共榮圏の確立のために、日本の持つあらゆるものが、武力も、經濟力も、技術も、頭腦もすべてが總動員されねばならない。そして皇軍が華々しい戦果をあげるだけ銃後の我々も頑張りねばならない。

戦争はまだ始つたばかりである。眞の戦争は寧ろこれからである。十年か、二十年か、三十年か、判らないのである。我々があらゆる職域において、生活の中において戦ふのはこれからである。

この大戦争を展開させるためには、銃後において、急速なる戦争態勢への轉換が必要であり、現に政治、經濟、文化、生活等あらゆる方面において強行されつゝある。困難もあろうし、犠牲もあろう。しかしそれは来るべき日に伸びんがための戦の態勢である。試練の嵐は今後我々の生活の中に吹きまくることがあろうが、それは大建設に至る當然の経路である。我々の前途は明るい、だが道は遠い。我々は今徒らに戦捷に驕らず、敵を侮ることなく、剛毅沈着に、現實を凝視しつゝ、大地に足を踏みつけて一歩々々進んで行かう。このすばらしい勝利への感激と感謝とを、我々の生活の中に生かし、生活の中に戦ひ抜いてゆかうではないか。



## 改正された防空法

内務省

防空法は昭和十二年に制定され、當時は主として従来の防空演習等の経験と外國の立法例を主として立案されたもので、その後における防空諸情勢の變化と防空法施行の實際とに鑑み、不備缺陷と認められる事項も少くなかつたので、現下の國際情勢に則するために防空法令の改正整備が行はれ、十二月二十日から施行されることになつた。その内容も頗る實戰的のものとなつたのである。以下、改正防空法、改正防空法施行令、防空法施行規則、防空従事者扶助令及び防空監視隊令について、一般國民に直接關係の深い事項を選んでその概要を述べよう。

### 防空の範圍の擴張

従来の防空法における防空の範圍は烽火管制、消防、防

毒、避難、救護並びにこれらに必要な監視、通信及び警報であつたが、改正法では、更に偽裝、防火、防弾、應急復舊の四つが追加され、これ等の事項についても防空法の諸規定が全面的に適用されることになつた。

偽裝とは、空襲目標になり易い重要施設物件を敵機からの發見を困難にするために、物件の明度や形態、色彩等を變へて、周囲のものに類似させる措置であつて、夜間の燈火管制に匹敵するものである。

防火を特に加へたのは、火災發生後に、これを鎮壓する消防に對して、火災を未然に防止し又は火災の擴大を防止するための豫防的な措置を加へたためであつて、木造建築物の防火改修、隣組の家庭應急防火にいふところの防火がその著しい例である。

防弾といふのは、爆弾の直撃や破片、爆風に對して人體や物件を防護するための措置で、防空壕とか防弾壁、屋根補強などである。

また應急復舊といふのは、瓦斯、電氣、水道、交通機關その他の重要施設が空襲されて破壊した場合に、これを應急的に修理し、處置して、その機能を回復させることである。

### 防火の強化

我が國の都市防空の弱點として擧げられてゐるのは、木造建物である。重要都市における木造建物を全部不燃性のものにするには不可能であつて、木造建物を燃え難いものにするにはゆる防火改修が行はれてゐる。このために一昨年四月、防空建築規則が施行されて、一定の都市では新しく建築する木造建物は防火構造が命ぜられてゐるのであるが、問題は既存の木造建物である。内務省では毎年補助金を支出して、木造建物防火改修事業を勸奨してゐるのであるが、この實績に徴して、今回の改正法では、これ

らの既存の木造建物に對して防火改修を命じ得ることになり、また必要な場合には、市町村長が代つて防火改修工事を施行させ得る途を開いたのである。これによつて防火改修事業は一段と促進されるものと期待される。

建物を防火的に處理することのほかに、更に焼夷彈落下の際に、これを自衛的な應急防火で防護することが絶対に必要である。このために防空法は二段の規定を設けてゐる。

第一は事前退去の禁止制限であり、第二は應急防火の義務である。即ち内務大臣は事態に應じて一定の區域を指定し、そこに居住する者が空襲に因る危害を避けるために事前に退去することを禁止または制限することが出来る。但し國民學校及びこれに準ずる學校の初等科児童または年齢七年未満の者、妊婦、産婦、褥婦、年齢六十五年を超える者、傷病者、不具癡疾者であつて防空の實施に従事することが出来ない者並びにこれ等の者の必要最小限度の保護者は退去の禁止制限から除外されてゐる。この禁止制限に違反して退去した者は、六月以下の懲役または五百圓以下の

罰金に處せられる。この規定によつて重要都市の居住者をその地に留まらせて、自衛防空に従事させ得るのである。

第二の措置は、自衛防火の義務である。建築物に焼夷彈が落ちて火災の危険が生じた場合には、その建築物の管理者、所有者、居住者または建築内に勤務、就業または修業の場所を持つてゐる者で、その現場に在る者は應急防火の義務がある。これらの者は第一次的な應急防火義務者であつて、この義務を怠つた場合には、五百圓以下の罰金に處せられる。尤も、この規定は罰則に重點があるのではなく、これらの第一次的な義務者が應急防火をなすべきことは、國民として當然の義務であることを明定した點にあるのである。次に應急防火の第二次的な義務者は、これらの第一次的義務者を除いた現場附近に在る者である。即ち、これに屬する主な者は、その建築物の屬する隣組の近接居住者、一時滞在者、顧客、來訪者、通行人等であつて、これらの者は、その火災の危険が発生した現狀附近に在る場合には、前述の第一次義務者の應急防火に協力すべき義務

がある。なほこの義務については罰則はない。

### 建築物 物件の分散

防空上重要な又は危険性の大きな建築物や物件を分散させて置くことは防空上の基本原則である。この點に關して改正防空法は、各種の危険物品を貯蔵、處理、製造する一定規模以上の建築物、一定規模以上の工場を許可制とし、重要地域におけるこれらの建築物の分散疎開の配置を企圖することになつた。即ち前者に屬する建築物としては、建築面積三十平方メートル以上または同一敷地内の建築面積の合計二百平方メートル以上のものは、新築、改築、増築または移轉には許可を受くべきことになり、また工場は、内務大臣の指定した一定の區域内においては建築面積が合計二千平方メートルを超過するもの、又は常時合計二百馬力を超える原動機馬力を使用する工場は、その新築または増築について地方長官の許可を受くべきことになり、また、この區域内において特別區域として指定した區域には、前述の許可は建築面積の合計六百平方メートルを超過する工場または常時合計五十馬

力を超過する原動機馬力を使用する工場に適用することになつた。

また、防空上の見地から分散のための移轉を命じ得る物件としては、爆発性、發火性または引火性の物品、食糧、燃料その他の重要な總動員物資等である。

### 防空従事者の確保と扶助

防空實施時において防空勤務員その他の防空従事者を確保することが絶対に必要であることは多言を要しない。改正防空法は、先づ防空監視員を豫め指定し、監視隊として編成訓練し、防空の實施に従事させ得ることによつて、新たに勅令で防空監視隊令を定め、監視隊員の組織、編成、服務、給與等を規定したのである。これによつて従来の監視員は全部、法によつて指定された監視隊に組織されることになつた。

また、地方長官、市町村長等のなす防空の實施に従事させる必要がある者として、特殊技能者以外に、防空に關し特別の教育訓練を受けた警防團員、學校報國隊員等の者もある。

ある。

防空監視隊員、警防團員その他の防空勤務員には、金額を地方長官が國費で扶助金を支給することになつてゐるが、その種類は左の通りである。

- 一 旅費 實費
  - 二 障害扶助金(療養費は身障に相當する者に支給する)
    - 1 終身自用を辨すること能はざる者に對し 最高一、五〇〇圓
    - 2 終身業務に服すること能はざる者に對し 最高一、〇〇〇圓
    - 3 その他身體に著しい障害を存する者または外貌に醜痕を残した女子に對し 最高七〇〇圓
  - 三 打切扶助金(療養の期間が一年を超過しても、療養の消滅しないうちに支給する)
    - 最高一、五〇〇圓
  - 四 遺族扶助金 一、〇〇〇圓
  - 五 葬祭料 一〇〇圓
- 大工場、事業場等で防空計畫設定者に指定された者は、特設防護團等の自己の防空従事者に對し、右の金額の範圍

防空の實施に従事させ得ることになつた。これらの従事命令または指定は、従事令書または指定書の交付によつて行ふことになつてゐる。また、これらの者は、訓練にも従事させ得ることになつてゐる。なほ防空教育の緊要性に鑑み、防空計畫設定者は防空の實施に従事すべき者に防空上必要な講習を受けさせ得る途を開いた。

地方長官、市町村長または防空法第三條第一項の特別防空計畫設定者のなす防空の實施に従事する、いはゆる防空勤務員と自家應急防火従事者に對して、前述のやうな義務が強化されたのであるが、他面、これ等の者が防空の實施に従事して傷痍を受け、疾病に罹り、又は死亡した場合に、國家や公共團體から扶助金を支給することになつた。防空従事者扶助令では、この場合の扶助を療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及び葬祭費の五種類としてゐる。

この扶助の趣旨は、防空従事者が挺身して國土防衛に當つて或ひは蒙ることあるべき傷痍疾病の療養費等について後顧の憂のないやう、その遺族を扶助しようとするものである。

内地地方長官の認可を受け、定めた金額を支給することになつた。

また今回の改正で新たに義務となつた應急防火または應急防火に協力する者に對しては、市町村長が二分の一の國庫補助を受け、次ぎの金額範圍の内で地方長官の認可を受け、定めた扶助金を給することになつた。

- 一 療養費 實費
- 二 障害扶助金
  - 1 終身自用を辨すること能はざる者に對し 最高一、〇〇〇圓
  - 2 終身業務に服すること能はざる者に對し 最高七〇〇圓
  - 3 その他身體に著しい障害を存する者または外貌に醜痕を残した女子に對し 最高五〇〇圓
- 三 打切扶助金 最高一、〇〇〇圓
- 四 遺族扶助金 七〇〇圓
- 五 葬祭費 七〇圓



# 戦時下犯罪の嚴罰

— 戦時犯罪處罰の特例に関する法律について —

司 法 省

第七十八臨時議會で成立し、今度公布された「戦時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律」について、制定の理由と内容の概略を説明しよう。

我が國は目下、國の總力を擧げて大東亞戰爭の完遂に邁進してゐるのであるが、この秋に當り、國內の治安を確保し、國民が安心して職域に奉公の誠を盡し得ることは、最も緊要なことである。即ち、若し燈火管制中に、或ひはまた人心に不安と動搖を來す事態の生じた場合に、この機會に乗じて、人の生命、身體、財産等に對する悪質な犯罪が頻發するやうなことがあつたとすれば、それは治安上誠に由々しい問題であり、また總力戰の遂行に影響するところも少くないのである。ところが、かやうな悪質の犯罪を豫

防し、鎮壓するには、現在の刑法に定めてある刑罰では十分でない。そこで、この應急措置として、これらの罪に關する刑罰を加重し、豫防の目的を達すると同時に、この種の犯罪を犯した者を嚴重に處罰して、治安の確保に萬全を期すことになつたのである。

本法で、嚴罰の對象としたものは、窃盜、強盜及び強制猥褻及び強姦に關する諸犯罪である。これらの犯罪は、直接に人の生命、身體、名譽、財産等に危害を及ぼし、平時でさへ、國民の日常生活の安全を阻害するものであるが、特に戦時にあつては、治安の維持に有害な影響を及ぼす虞れが多分にあるものである。これを豫防し、鎮壓する對策は、他にも考へられないではないが、少くとも、刑法

では善當り刑罰を加重し、その威力を十分に發揮することが、最も緊要な措置であると信ずるのである。現に盟邦ドイツでも、今次歐洲大戰の勃發と共に、いはゆる「ドイツ國民の苛酷」に對する命令によつて、この種の犯行に對しては、嚴罰を以て臨む態度を示してをり、戦時下の國內治安の維持に萬全を期す方途は、洋の東西を問はず、その軌を一にしてゐるのである。この科刑加重の基準は、要するに、これ等の犯行に對しては、國家が嚴罰を以て臨む旨を明らかにして、一般豫防の目的を達成すると同時に、犯罪を敢へてした者に對しては、裁判所が嚴重に處罰できるやうに法定刑を加重し、科刑の威力を十分に發揮することにした。

以下、各條について、その概略を説明しよう。

第一條は、戦時に際し燈火管制中とか敵襲の危險その他人心に動搖を來す状態において、強制猥褻、強姦等の犯罪を犯した者に對し、刑罰を加重した規定である。

第一項は強制猥褻の罪（刑法第百七十六條、第百七十八條）と強姦の罪（第百七十七條、第百七十八條）及びこれらの未遂罪（第百七十九條）を獨立の罪として處罰する規定で、強制

猥褻の罪は、現行刑法が六月以上七年以下の懲役となつてゐるのを、懲役三年以上の有期徒刑に引上げ、強姦の罪は、現行刑法が二年以上の有期徒刑となつてゐるのを、無期または七年以上の懲役に加重したのである。

第二項は、第一項の罪を犯し、殺人傷害の結果を生じた場合に關する加重規定で、現在の刑法では無期または三年以上の懲役となつてゐるのを、本法では傷害の場合と殺人の場合とに區別し、前者の場合は死刑または無期若しくは十年以上の懲役、後者の場合は死刑に限局することになつた。

第三項は、刑法において親告罪となつてゐる第百七十六條乃至第百七十九條の強制猥褻及び強姦罪につき、被害者の告訴を待たずに處罰できることにした規定で、これは本法所定のやうな特殊の事態下における犯罪として、治安維持の必要上、當然の措置である。

なほ、こゝに燈火管制中といつてゐるのは、公權力に基づいて行はれる燈火管制の實施中のことであつて、例へば防空法所定の燈火管制の實施の場合等である。「敵襲ノ危險其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態」とは、空襲その他敵の襲撃を受ける具體的危險のある場合とか、又は例へば



一地方の住民に不安動搖を生ぜしむるやうな状態の場合を指すのであつて、その判断は結局、裁判所が各場合にその状態の有無を決定することになるのである。

第二條は、第一條と同様の状態の場合に、強盜の罪を犯し、又は強盜の豫備をなした者に對し、刑罰を加重すると共に、強盜の目的を以てする通謀も處罰することにした規定である。

第一項は強盜(刑法第二百三十五條)強盜(第二百三十六條)準強盜(第二百三十八條)昏醉強盜(第二百三十九條)及びこれ等に關する未遂罪(第二百四十三條)を獨立の罪として處罰する規定であつて、強盜の場合には無期または三年以上の懲役、強盜の場合には死刑または無期若しくは十年以上の懲役とした。強盜罪は、刑法では十年以下の懲役に、強盜罪は五年以上の有期懲役に處せられるのと比較すると、刑罰は非常に加重されたわけである。

第二項は、強盜傷人及び強盜致死(刑法第二百四十條)強盜強姦及び強盜強姦致死(第二百四十一條)及びこれ等に關する未遂罪(第二百四十三條)を獨立に處罰する規定であつて、強盜傷人及び強盜強姦の場合は現行刑法の刑が無期また

は七年以上の懲役となつてゐるのを、本法では死刑または無期懲役に引上げ、強盜致死、強盜強姦致死の場合は、現行刑法の死刑または無期懲役に更に加重して死刑を以て處むことにした。

第三項は、強盜豫備罪(刑法第二百三十七條)について刑罰を加重したほか、新たに強盜の目的で通謀した者も、豫備と同様に一年以上十年以下の懲役に處することにしたのであるが、これ等の準備的行為の處罰を嚴重にしたのは、本條所定のやうな兇惡な犯行を未然に防止することが最も良策であるからである。

以上、概略を説明したが、今度の米英との開戦以來、幸に國內の治安は十分に確保され、一億國民は一致團結して鐵石の決意を以て大東亞戰爭完遂の理想に邁進してゐることは、洵に御同慶の至りである。本法の所期するところもまたこの大理想を實現する一翼として刑政の分野よりする心からなる協力の一方法にほかならない。國民は本法の精神をよく理解し、聖戰下の國內治安の維持に協力あらんことを切望する。

## 南方作戰の特徴

大本營陸軍報道部

對米英戰爭が開始されて以來、皇軍は陸に、海に、空に、赫々たる戦勝を獲得し、その威武を中外に宣揚しつつある。山來、緒戦における勝敗が爾後の戦局に重大な影響を及ぼすものであることは、日清、日露戰爭における緒戦の勝利が、その後わが軍に必勝の信念を堅持せしめ、戦争の指導を積極的にし、有利ならしめた戦史の明らか物語つてゐるところである。この意味で今次南方作戦が、緒戦において豫想以上に順調に進展してゐることとは、本戦争の前途に對し極めて有利な情勢を齎したものと云ふことができ、寔に欣快に堪へない。

今若しわが海軍が制海権を獲得し得ず、陸海軍航空部

隊が制空権を把握し得なかつたとしたならば、如何なる狀況を現出したであらうか。上陸作戦どころか、海上輸送は到る處に障礙を受け、作戦の遂行は意の如くならず、また敵機はわが本土に襲來し、諸所に損害を加へ、わが國は物心両面に亘り、豫想以上の打撃を受けたことであらう。勿論、戦争するからにはこれは當然覚悟しなければならぬことではあるが、これを己れが受けるのと、敵に與へたのとは、その差違は非常なものである。かやうに考へてみると、支那事變以來連戦連勝しつつあるのに更に今次の對米英戦争にも、緒戦に優勝を博し得たことは、吾等一億國民の幸福と云はなければならぬ。しか

し、この緒戦優勝は決して本戦争の勝利となるとはいひ得ない。本戦争は支那事變と同様、長期戦化することが必然である以上、その勝敗は寧ろ今後に重點をおくべきであつて、相手が世界の大国であるだけに、戦局の前途は支那事變とは相當性質を異にした事態が續出することを豫じめ考へ、研究し、對策に遺憾なきを期さなければならぬ。これは軍事、經濟、文化等凡ゆる方面に要求されるのであるが、こゝでは作戦關係について述べてみよう。

### 一、戦場の廣大さ

太平洋はアジアの四倍、支那の十八倍の面積である。如何に廣大であるか一寸想像できない。正に有史以來の大戦争であるわけである。

いま南方諸邦の廣さを調べてみると、英領マレーはわが四國、九州、北海道を合はせた位約十三万平方杼、フィリピン全群島はわが朝鮮、樺太、臺灣を合はせた面積よりもやゝ大きい(約三千万平方杼)、その他泰はわが國よりやゝ小さく(約五千万平方杼)、ビルマはわが國よりやゝ大きい(約七千万平方杼)。また蘭印はわが國の約三倍(約百六十万

平方杼)、英領ボルネオはわが國の三分の一(約二十万平方杼)であつて、これに佛印(日本よりやゝ大きく、約七十四万平方杼)を加へると、總面積は約四百七十七万平方杼となり、わが國の六倍、滿洲の約二、三倍といふ廣大な地域となる。人口数からみると、佛印は約二千三百万、泰は約二千五百万、ビルマは約一千二百万、フィリピンは約一千四百万、蘭印は約六千万、英領マレー約五百万人で、これを總計すると約一億二千八百万人といふことになり、わが占領治下の新支那の人口数とほぼ同じである。

以上の數字からも、今次の南方作戦が支那事變以上の大規模な作戦であることが、凡そ判断できよう。

### 二、上陸作戦

南方作戦は西南太平洋上の島嶼と、これと關聯する東南アジア大陸の海濱に臨んだ諸邦を作戰場とした、いづれも海洋の特性の影響を受ける作戦である。この大海洋における作戦行動は言ふまでもなく、船舶輸送に俟たなければならぬ。船舶こそは南方作戦の母であるといへる。船舶輸送は制空、制海權が完全に把握されて初めて

可能であることは、今さらこゝに喋々するまでもないことである。作戦開始に當つて、帝國海軍及び陸軍飛行部隊が一齊に先づ敵の艦隊根據地と航空基地を奇襲して、これに致命的打撃を與へ、以て制空、制海權をわが手に掌握したことは、南方作戦遂行のため絶對的要件であつたのである。これによつて英領マレー、比島上陸作戦を豫想以上に順調に行ふことが出来たのである。

南方作戦は以上の特性からして、上陸作戦が中心となるものと考へられる。上陸作戦は四面環海の皇國としては必然的に重要な作戦であるわけであるが、殊に支那事變五年の貴重な經驗は、今次南方作戦に當つて、いよいよその成果を發揮するものと云ふべく、恐らく上陸作戦にかけてはわが國は世界の權威者といへる。

上陸作戦は陸軍、海軍、各種機關が水も漏らさぬ緊密周到な計畫に基づいて、しかもわが企圖を秘匿し、敵の不意に乘じて敢行せねばならない。複雑にして且つ困難な幾多の條件を克服して行はれるものであるから、精緻な軍隊でなければ、絶對に不可能であると斷言し得

る。上陸作戦の最も危険な時期は、上陸開始當初、敵に半渡に乘せられる攻勢である。陸地と海上との連絡が未だつかず、砲兵、戦車等の火力が到達しない時期に乘せられる危険である。當初の上陸部隊は據點を確保し、主力の上陸を援護するため、眞に決死的活動を要するわけである。この種の作戦はこれから到るところに展開されるであらう。軍隊指揮官の苦心、作戦部隊の辛勞は絶大なものがあらう。

### 三、陸上作戦

南方作戦において遭遇する陸地は支那大陸と大いに趣を異にする。嘗てこの南方國の地殼には大地震が盛んに襲來したため、鐵の多いしかも斷層の重なつた、畸形怪態の島々と半島とが生れたので、一般に地形は複雑で變化に富んでゐる。この地方の海濱は大抵狭く、しかも海岸から奥地への通路が少いといふ交通の困難が、一つの特徴と認められる。

この地質上の特徴をみただけでも、陸上作戦は相當困難を伴ふことが想像できるのである。

南方は熱帯特有の豊富な日光と、豊富な湿度に恵まれて、熱帯植物の鬱蒼たる大森林地帯に遭遇することがしばしばある。いはゆるジャングル（密林）地帯で、作戦行動に大きな障りとなる。また濕地帯も少からずある。

以上一二の特性を挙げたので、明らかなやうに、廣漠な大陸作戦とは違つて、恰も日本内地の山嶽地帯で作戦をしてゐるやうに、馬に山砲を駄載して一歩々々険しい道を進まなければならぬところが相當多いであらう。

#### 四、南方の氣候

南方といへば、まづ第一に暑いところだといふのが、われわれの先入観念になつてゐる。皇軍が目下進撃を続けてゐる英領マレーや英領ボルネオは正に赤道地帯である。赤道作戦、思ふに雄大である。

南方は暑い。しかしインドのやうな大陸の酷暑とは違つて、海岸地帯や半島地方、島々は割合に涼しい。これは陸地が直ぐに海に臨んでゐるためであつて、いはゆる海洋性氣候の恩恵である。

一年中の温度と雨量の變化をシンガポールについてみ

ると、十二月は平均最高八十三三度、最低七三・七度、降雨日数十五日、湿度一日平均八十三%である。かなり暑い時でも東京、大阪の最高温度と大差がない。また一年を通じ四季寒暖の差が小さく、平均八十度である。即ち常夏の國である。もちろん最高九十四、五度に昇るときは、慣れないものにはかなりの苦痛であるが、だんだん慣れて来ると抵抗力もできてくる。

大體五月頃から十月末頃まで雨季で、その後は乾季であるから、今は丁度作戦行動に好適の時期であるといへる。

#### 五、南方の住民

南方は世界最大の原料地といはれる程、天恵の資源に恵まれてゐる。土地も豊沃で食糧にも困らない。こんなところに生れて、生活してゐる民族は、暑さと相俟つて古來餘り發展しなかつたやうである。一般に文化の程度は低く、十六、七世紀以來、西歐人の侵略搾取のために、タイ一國を除いては悉くその植民地と化し、今なほ憐れむべき生活状態にある。従つて、支那のやうに歐米式近代都市と、原始状態の土着民との極端な兩相の生活様式

がみられる。人種も多種多様、従つて言語も多種多様である。土着民は一般に溫和で、宗教心が厚く、しかも南方住民は日本人の生活感情様式に似たところが多い。

かういふところから、地域は廣大でも、作戦地方の治安維持は案外容易ではないかと考へられる。皇軍の眞意を知らない南方諸民族は、初めは恐れ、抵抗するものもあらうが、やがては皇軍の恩威に服することであらう。

#### 六、南方の衛生

南方作戦における衛生の價値は絶大であるといはなければならぬ。何しろ四時高温且つ濕氣が多く、日光の照射も強いので、生物の一つである病原體または傳播者も同様の恩恵に與つてゐることはもちろんである。それに土民の生活は極めて非衛生的で、宗教、習慣等に支配されて甚だ特異なものが見られる。かやうな各種の原因によつて、南方には傳染性疾患が多いのが一つの特徴をなしてゐるとみることが出来る。南方作戦地方の重要な疾病を調べてみると多種多様であるが、その中マラリヤを第一にあげ得る。これは既に支那事變において中南支

方面で皇軍は相當の經驗を積んだのであるが、南方はその本場であるだけに少しも油断が出来ない。將兵の敵は寧ろマラリヤだと云つてもよいからである。もちろん軍の衛生機關はその豫防治療等、萬遺算なきまでに施設を講じてゐるので、その點は心配するに及ばないが、これは作戦行動上、十分顧慮しなければならぬ重大問題である。

マラリヤのほかには熱病（ビルマ方面に多い）、恙蟲病、散發性發疹熱、スマトラ熱、スピロヘータによる疾病、アメーバ赤痢、癩、天然痘、寄生蟲病、皮膚病、性患、榮養障害による病氣、氣候による疾患などは日射病等多々ある。しかし、これ等には總べて豫防對策があるのであつて、軍衛生機關としては尊い將兵の健康保持について全智全能を傾けてゐる。

以上、南方作戦に伴ふ各種の特徴を挙げてみたが、種々の點に着實な調査と研究を遂げるべきものが多いことが感ぜられる。これには國家國民の全智全能を總動員し、以て作戦の遂行を容易ならしめなければならぬ。

# ハワイ海戦の戦果

## 大本營海軍報道部

大東亞戦争は、第二週に入るとともに陸海軍の協同作戦いよいよ緊密に展開され、その戦果を擴大しつつあるが、今週における海軍の戦果の中で特筆すべきものは、ハワイ海戦の驚異的戦果が、十八日に至り確認されたことである。

ハワイ海戦に關しては、確報入手の都度發表してゐたのであるが、十八日に至り攻撃實施部隊の目撃並びに寫眞偵察等により、アメリカ太平洋艦隊及びハワイ方面航空兵力を全滅せしめたことが判明した。即ち、八日開戦とともに敢行された我が航空部隊並びに特殊潜水艇をもつて編成された特別攻撃隊の捨身の猛襲によつて、敵主力艦の撃沈せらるゝもの五隻、大、中破せらる

るもの四隻、その他巡洋艦、驅逐艦で撃破されたもの八隻に及び、更に敵陸海軍飛行機四百六十四機を爆撃または撃墜し、この外撃破したものは多数に上つた。アメリカ太平洋艦隊は一日にして潰滅したのである。かくて實質上アメリカ全海軍の實力は、半減以下に低下することとなり、アメリカの東洋制覇の野望はこゝに敢へなく潰へ去つたのである。

一體、真珠灣を中心とするハワイの軍事施設は、アメリカ海軍が太平洋作戦の一大樞軸點として十億ドルの巨費を投じ、地中海のジブラルタルと相並んで世界の二大軍港として列強に誇つてゐたのである。即ち、ハワイを頂點とするアラスカのダッチハーバーと、パナマを結ぶ

三角形こそは、アメリカ海軍の太平洋三角防衛線といはれ、他國軍の侵入を許さぬアメリカの生命線だつたのである。従つてこの生命線の頂點、對日作戦の重要基地が開戦前頭において撃破されたことは、アメリカにとつて致命的な打撃だつたことはいふまでもない。

たゞこゝで銘記すべきは、かゝる驚異的な戦果が、敵の不意を衝くわが捨身の奇襲作戦によつたことと説明するまでもないが、軍備、用兵兩方面にわたり他くまで日本的性格に裏づけられた傳統が、多年に亘つて培はれ、その獨特の傳統が、不能を可能にした今回の空中、水中の雄渾無比なる大作戦となつて顯現されたことである。

その他、フィリピン、香港、マレー半島方面に活潑な戦況が展開してゐるが、十六日には、陸海軍がグアム島の掃蕩を完了、十二日これを占領したことを發表、また十九日には陸海軍協同の下に敢行された香港島上陸を發表した。グアム島はハワイより東洋に至る戦路上並びに交通上の要衝に當り、香港はイギリスが最後の頼みとする東洋の最前進基地であり、兩島占領がわが軍にとつ

て戦路上有利な地歩を確保したことはいふまでもない。また十七日發表された米基地ジョンストン島、ペーカイ島の攻撃は、わが太平洋制覇を一步々完成へ近づけつゝあることを物語るものであり、第二週における重要な作戦だつたといへる。

確認されたハワイの戦果並びに第二週の綜合戦果は左の如き數字を示してゐるのであるが、十五日の陸海軍報道部長談にも強調された通り、飛行機、潜水艦の特殊性に鑑み、全國民はこれが警戒の要あり、今次戦争においては、敵航空機または潜水艦による長期間にわたるゲリラ戦を覚悟せねばならぬのである。

### ハワイ海戦(八日)戦果

#### 一、撃沈せらるるもの

- △戦艦五隻(カリフォルニア型一隻三、六〇〇トン、メリーランド型一隻三、五〇〇トン、アリゾナ型二隻六、六三〇トン、ユタ型一、九八〇〇トン) △甲級巡洋艦または乙級巡洋艦二隻 △給油船一隻

アメリカ合衆國艦隊主力艦現有勢力 (16-12-18)

艦隊別	所在	型別及同型艦名	現存	撃沈	大破	中破	兵裝
太平洋艦隊主力艦	布哇	メリーランド型					40.6噸×8
		ウェストヴァージニア					12.7"×12
		メリーランド		31,800噸		31,500噸	12.7"×8(高砲)
		カリフォルニア					35.8噸×12
		オハネオ					12.7"×12
		カリフォルニア		32,800噸		32,600噸	12.7"×8(高砲)
		ペンシルヴァニア					35.6噸×12
大西洋艦隊主力艦	東岸	アライゾ					12.7"×12
		ペンシルヴァニア					12.7"×8(高砲)
		マサチューセッツ					35.8噸×10
		オクラホマ					12.7"×12
		ネバダ					12.7"×8(高砲)
大西洋艦隊主力艦	東岸	ノースカロライナ					40.6噸×8
		ワシントン					12.7"×20 4"×16 機銃×20
		ノースカロライナ		35,000噸		35,000噸	35.6噸×12
		メーアキン					12.7"×12
太平洋艦隊	西岸	アライゾ					12.7"×12
		ペンシルヴァニア					12.7"×8(高砲)
		アライゾ		33,400噸		33,400噸	35.6噸×10 12.7"×12 7.6"×8 機銃×12
太平洋艦隊	西岸	アライゾ					27,000噸
		ペンシルヴァニア					アライゾ(練習艦) 26,100噸
太平洋艦隊	西岸	メリーランド					メリーランド型 二前シ (修理中)
太平洋艦隊	西岸	コロラド					32,500噸

一隻 砲艦二隻 武装商船三隻  
 大型貨物船一隻  
 一隻 大砲貨物船一隻  
 大砲捕したる敵艦船  
 砲艦一隻 大型商船二隻  
 各種船舶一〇隻 各種舟艇三  
 隻  
 △撃沈、撃破したる敵飛行機  
 撃墜一〇五機以上(内大型七  
 機、撃破六六五機(内飛  
 行艇一、大型中型五四)  
**開戦以来の  
 わが損害**  
 △沈没 駆逐艦一隻 掃海艇  
 一隻  
 △大破 掃海艇一隻  
 △小破 輕巡洋艦一隻  
 △未歸還 特殊潜水艇五隻  
 △飛行機 七二機

週間綜合戦果 (十七日まで)

△十二月十三日、比島附近でわが驅逐艦はアメリカ潜水艦一隻を撃沈した。  
 △海軍航空部隊は同日悪天候を衝き比島空軍基地ニコラスフィールド、デルカルメン、カバナツアンを襲撃し、挑戦される敵一機を忽ち撃墜。大型十九機を含めた四十三機を銃爆撃破した。  
 △十六日〇〇方面で驅逐艦一隻を失った。  
 △十六日〇〇方面で驅逐艦一隻を失った。

開戦以来の綜合戦果

△海軍航空部隊は十五日比島敵空軍基地において小型機三機を撃破した。  
 △わが艦艇は十六日〇〇方面 十七日〇〇方面でアメリカ潜水艦三隻を撃沈した。  
 △わが艦艇は十六日までに敵性國商船十八隻、同母艇百八十隻を拿捕抑留した。  
 △海軍航空部隊は十七日までに香港方面でイギリス魚雷艇五隻を撃沈、驅逐艦一隻及び砲艦二隻を大破した。  
**我が方の損害**  
 △十六日〇〇方面で驅逐艦一隻を失った。  
 △十六日〇〇方面で驅逐艦一隻を失った。  
 △十六日〇〇方面で驅逐艦一隻を失った。  
 △十六日〇〇方面で驅逐艦一隻を失った。  
 △十六日〇〇方面で驅逐艦一隻を失った。

# 日タイ同盟條約成立す

日泰同盟條約の締結に關しては、去る八月十一日、我が  
皇上大使とビブン泰國首相との間に原則的な意見の一致を  
みたところ、その後、條約案文の作製について交渉を進  
め、妥結に到達したので、所要の手續を履んだ上、十二月  
二十一日午前十時（日本時間正午）、バンコクにおいて坪上  
大使とビブン首相兼外相との間に日本國泰國同盟條約の署  
名調印をみた。右條約の内容は左の通りである。

## 日本國タイ國間同盟條約

大日本帝國政府及タイ王國政府ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設ガ  
東亞興隆唯一ノ方途ニシテ且世界平和ノ恢復及増進ノ絕對要件タ  
ルコトヲ確信シ之ヲ障礙ト爲レル一切ノ禍根ヲ悉根絶スルノ確  
信不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條  
日本國及タイ國ハ相互ノ獨立及主權ノ尊重ノ基礎ニ於テ兩國間ニ

同盟ヲ設定ス

## 第二條

日本國又ハタイ國ト一又ハ二以上ノ第三國トノ間ニ武力紛争發生  
スルトキハタイ國又ハ日本國ハ直ニ其ノ同盟國トシテ他方ノ國ニ  
加擔シ有ラユル政治的及軍事的方法ニ依リ之ヲ支援スベシ

## 第三條

第二條ノ實施細目ハ日本國及タイ國ノ權限アル官憲間ニ協議決定  
セラルベシ

## 第四條

日本國及タイ國ハ共同シテ遂行セラルル戰爭ノ場合ニ於テハ相互  
ノ完全ナル了解ニ依リニアラザレバ休戰又ハ講和ヲ爲サザルベキ  
コトヲ約ス

## 第五條

本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク且十年間有効トス締約國ハ  
右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ本條約ノ更新ニ關シ協議スベシ

# 英 米 罪 惡 史

(1)

地球全面積の四  
分の一を占める英  
帝國は、世界平和  
の名の下に、その  
世界支配の舊秩序  
を維持しようと必  
死の努力を續け、  
「紳士」の假面を被  
つて、我が國を侵  
略國よばはりして  
ゐるが、その英國  
の世界支配はいか  
にして樹てられた  
ものであらうか。  
いはゆる「世界平  
和」なるものの實  
體は果して何であ  
らうか。

## 海賊行爲に始る英の海外發展

十六世紀以前はヨーロッパの一端に偏在する島國と  
して、獨立を維持するに汲々としてゐた二、三流國家の  
英國が、僅か三百年の間に、アフリカ、アメリカ、アジ  
ア、濠洲の諸大陸に、廣袤四千平方キ  
ロの領土を獲得するに至つたその間には、  
あらゆる老獪陰險な策謀と惡虐非道な非  
人道的行爲が逞しうされたのである。

英國の海外發展は海賊行爲によつて始ま  
つた。即ちスペインやポルトガルの商船が  
植民地から財寶を積んで歸つて來るのを、  
途中で待ち受けて掠奪したり、或ひは各  
地の港を襲つて財物を捲き上げ、これによ  
つて巨富を築いたのである。しかもこの海賊行爲は、王公  
その他からの經濟援助の下に、公然と行はれたのであつ  
て、現にサ・フランス・ドレークなどは、三十二万ポ  
ンドの掠奪品を持ち歸り、スペイン政府から海賊としての

## 英 國 の 卷

處刑を要求したにもかゝらず、エリザベス女王はナイ  
トの勲位を授けたくらぬのである。

しかし海賊商賣は危険も伴ふので、勞働力の不足して  
ゐるアメリカその他の植民地へ、アフリカ土人を賣り込  
む奴隷貿易が利益の多いことを見てとると、英國は直ち  
に奴隷買業に乗り出し、遂には奴隷買業は殆んど英  
國の獨占事業の觀さへ呈するに至つた。

この奴隷買業も王室以下の支持を得、國會の補助金  
を得て、公然たる企業として行はれたのであつて、その結  
果アフリカから動物として拉し去られた不幸な土人の數  
は、三百年間に最少限一千万人以上に達したとみられる。

エルンスト・オルバートの如きは、奴隷狩り旅行、航海等  
で倒れた土人まで加へると、アフリカは六千五百万人の土人  
を奴隷買業者の犠牲に供したと言つてゐる。

しかもその奴隷の取扱ひは言語に絶する殘虐振りで、  
手足はもとより首にまで鐵の枷をはめ、更に鎖で繋いで  
身動きもできぬやうにして船艙に詰めこみ、食物も確  
に與へなかつたため、輸送の途中で斃死するもの數知れ

ず、一割以上、時には半數近くが目的地に着く前に死亡  
したといはれる。

奴隷貿易のみならず、スーダンにおける回教徒の大虐  
殺、ボーア戦争における二万三千餘の老幼婦女子の擄禁  
致死等、アフリカにおける英國人の罪惡は正に天人俱に  
許さざるところといはねばならない。

スーダンの回教徒大虐殺では、英軍の機關銃が數方の  
回教徒を薙ぎ倒したのみならず、毎日のやうに市場で、  
黒人の娘や女達を堅いゴム鞭で五十乃至百の笞刑に處  
し、時には尖つた棒を突刺して殺戮した。英國人は、  
いはゆる昔婦人達まで、これを見物して笑ひ興じたとの  
ことである。英軍司令官キップチーに至つては、英國に  
弓を引いた回教首領マージの墓を爆破し死屍を引出し  
て頭部を英國の博物館に送り、身體を水中に投棄する  
といふ蠻行すら敢へてした。當時從軍してゐた若きウイ  
ンストン・チャーチル、即ち現在の英首相もこれには顔  
を背けた一人である。  
その他、第一次世界大戦後、英國の救済に抗して感つた

パレスチナのアラビヤ人に対する英國の暴虐(二万數千を  
死傷させ、二万人を強制収容し、四万人を國外に追放)など、  
歐阿における英國の罪業は數へ立てれば限りがないが、  
先を急いで濠洲その他の南太平洋の島々における惡虐振  
りのみをみよう。

### 滅亡に瀕する濠洲土人

英國が濠洲へ移民を送り出したのは、ジェームス・クック  
がボタニー湾を發見してから十七年目の一七八七年で  
あつたが、その第一回移民たるや全員一千四十四名の  
中、囚人移民が六百九十六名で、自由移民は僅かに八十  
一名に過ぎなかつた。他は守備隊員や官吏とその家族で  
あつた。かくて濠洲は英國の流刑植民地としての因果法  
運命を背負はされ、一七八八年から一七九三年までの間  
にニュー・サウス・ウェールズに五万九千七百八十八人、  
一八〇三年から一八五三年までの間にクスマニアに六  
万七千六百五十五人の流刑者が送られた。

十數万の兇暴な囚人が「陽氣で、無邪氣で、正直な」

濠洲土人の中に放たれたのである。まるで兎の群の中へ  
餓ゑた狼を追ひ込んだやうなものである。人里離れた山  
小屋に牧羊者として放たれた囚人達は、機會ある毎に土人  
の女を襲ひ、家族が憤激すれば冷然と射殺した。平和に暮  
してゐる土人の部落を不意に襲つて殺戮したマイアル  
クリーク事件のやうな事例も少くなかつた。土人狩りは  
カンガルー狩と同様、一種の壯快なスポーツとして日増  
の行樂などに半ば公然と行はれたのである。

その結果、英人の渡來當時百万人近くゐたと推定され  
る濠洲土人が現在では二万人内外、雜種を加へても五万  
二千人内外に減少し、ニュージールランドのマオリ族も數  
十万人から四万人に減少した。中でも、英國の領有當初  
二十万人を算してゐたクスマニア土人等は、陰慘苛烈な土  
人狩りによつて、一八三五年には早くも三百十人、一八六  
六年には僅か四人となり、現在は全く絶滅してしまつた。

### 遂に全印度を掌中に收む

英國人がはじめてインドに來航したのは一五七九年で

あつたが、當時は歐洲の一等國であるスペイン、ポルトガルが東洋貿易の實權を抑へてゐたので微々として振るはなかつた。しかるに一五八八年、スペインの無敵艦隊を撃ち破つたためにエリザベス女王は東洋に手を伸ばす決意をし、東印度商會を興して廣汎な貿易上の特權をこれに賦與したのであつた。

先づポルトガル人と戦つてボンベイを占領し、更に東亞にまで手を伸ばして日本の平戸、支那の厦門、廣東で通商を營まうとしたが、日本ではオランダ人、支那ではポルトガル人のために妨げられて退却した。英國は東印度諸島でもオランダ人のために驅逐され、専らインドの貿易に力を注いだ。最初は土地侵略を後にして専ら貿易を主としてゐたが、勢力が増大するにつれ、貿易の安全のために土地侵略を開始するに至つた。

かくて英國はフランスと戦ひ、土侯を征服し、一八四九年には全印度を征服してしまつたのである。我が孝明天皇の嘉永二年のことである。

インドが英國の寶庫であり、インドなくして英國の存

立し得ないことは何人も知るところであり、元インド總督カーゾン卿も一九〇四年「英帝國におけるインドの地位」といふ講演で「インドは英國の穀倉であり、インドなくして英國はその權威を保持し得ない」と述べてゐる。しかもその英國の穀倉たるインドにおいて、英國の侵略以前には平均百年間に二回しか來なかつた大飢饉が、英國が侵略して來て以來の、千八百年以後は、今日までの百四十年間に三十一回も襲來し、三千三百万人のインド人が餓死してゐる。平時でも三億五千万のインド人のうち約三分の一は飢饉に近い極貧に喘いでゐるのである。

嘗ては世界有数の富國であつたインドが、英國の侵略以來、世界一の貧乏國に墮落され、英國の穀倉であるインドが絶えず飢饉にさらされてゐるといふのは、インドの飢饉なるものが單なる天災ではなく、英國の極端な經濟的搾取によつて、インド民衆の大多數を常に飢饉線上に追詰めてゐるといふ社會的原因に基づくのである。

#### 巧妙なインドの極貧化政策

一五九九年に英國東印度商會が設立されて以來、一八五八年ヴィクトリア女帝がインドの帝位につくまでの英國の悪辣な諷詐の罪業は、萬人周知のところであるから暫く持として、こゝには經濟的搾取によるインド極貧化の問題を探り上げてみよう。

「インドは英國資本の重要な投資場所である。インドは英國の食糧と原料の重要な供給者であり、大英帝國の大穀物倉であり、更にまたインドは、英國製品、特に綿製品の最上の買手でもある」。これは前にあげたカーゾン卿の言葉である。この言葉が問はず語りに示してゐるやうに、インドは英國によつて二重にも三重にも搾取されてゐるのである。

即ち英國のインドに對する投資は少くとも五億ポンドに達するとみられるが、年々恐らく二千万ポンド以上の富が利潤としてインドから持ち出されてゐるほか、英國人の官吏が三千万ポンドの巨額の俸給を吸取つてゐる。イ

ンドの農産物や原料品は、思ひ切り安値で、根こそぎ英國へ渡つて行かれる一方、英國機械工業の吐き出す過剩生産物は、排他關稅によつて高價にインド民衆に押しつけられてゐるのである。

かくてインド民衆は、二重にも三重にも搾取され、疲弊し切つてゐるので、一度飢饉が襲來すれば一溜りもなく、數十万人、數百万人がバタ／＼と餓死してゆくのである。多年に亘る營養不良の結果、一般の死亡率は極めて高く、一度疫病が流行すれば殆んどこれに抵抗する力がなくつてゐるのであつて、現に一九一九年には簡單な流行性感冒によつて實に六百万人のインド人が斃死する慘狀を呈した。

#### 印度人の自由を完全に剝奪

かやうにインドの國土が荒し盡され、「英國の統治百年の後、インド人は鹽も買はず、新鮮な野菜すら手に入れない程の貧窮に陥つた」(ウィル・テューラント)のをみては、いかに宗教的冥想を好み、順忍半のやうな



インド人にしても遂に憤然として喚起せざるを得なかつた。

英國はこれを恐れて、インドにおけるヒンズー教と回教との相剋を利用し、これを激化させてインドの不統一を永続させ、インド人の九十六パーセントを無學文盲に止めておくといふ老獪な政策をとつてゐたのである。インド人の奮起が遅きに過ぎたのは、英國のこの政策に負ふところが大きいのであるが、日露戦争における日本の勝利はインド人の胸裡に「東亞民族起てり」との光明を與へ、日本の勝報至るごとにバンデ・マタラム（母國萬歲）の愛國歌を高唱せしめた。

かくてインド青年の間に精神的自覺が湧き起り、ベンガル州分割問題を契機として政治的覺醒の氣運が高まつて來たが、これに對し英國側は飽くまで強壓の手段に出たので、遂に至るところに流血の慘事が續出するに至つた。

しかし、第一次世界大戦が勃發すると、英國はインドの自治要求を認めるかのやうな巧妙な芝居を打つたの

で、正直なインド人はうま／＼とこれに引つ掛つた。即ちインドは英國のために一億三千万ポンドの戦費を負擔し、戦時公債一億七千万ポンドを消化し、三億ポンドの物資を供給し、更に百三十四万人のインド兵を戦線に送り、カナダや滿洲とは比較にならぬほどの貢獻をした。現にガンディーすら、「インドの自治を獲得すべき最も有効な方法」として、英國のために壯丁の徵募や義勇軍の組織に奔走したのであつた。

ところが戦争が終つてインド人に與へられたものは、待ち望んだ自治の片影すらない申譯的な統治法の改正に過ぎなかつた。そればかりか、戦時の治安維持法を恒常化し、インド政廳は裁判を経ずしてインド人を逮捕、監禁、投獄する権限を與へられ、インド人の自由は完全に剝奪されたのである。

この英國の背信行爲に對して、インド民衆は烈火の如く憤り、各地に暴動が勃發したが、英國は飽くまで武力を以て強壓し、遂にアムリツタルの大虐殺のやうな戦慄すべき地獄圖繪が繰り展げられたのである。

#### 慘虐極まる國民運動強壓

これは一九一八年四月アムリツタル市に騷擾が起り、その鎮壓に赴いたダイヤー將軍が何等の武器を持たぬ男女五千の民衆が廣場に密集してゐるのを見て、何の警告もなく不意に機關銃を發射せしめ、十五分間にして五百の市民を殺し、二千の市民に重傷せしめたのである。しかもこの處置に對し英國議會は、その功績に報いるべくダイヤー將軍に年額八千ポンドの恩給を與へた。

こゝにおいて聖雄ガンディーは決然として起ち、インド國民運動の中心指導者となつて活動を始め、インドの政治的覺醒に新時期を劃するに至つた。

その後におけるガンディーを始めダス、ネール、ボース等の諸志士の活動と、これに對する英國の強壓の殘忍非道振りはわれらの記憶に新たな處であるが、中にも忘れることの出来ないのはラッチー・チャージの慘虐振りである。

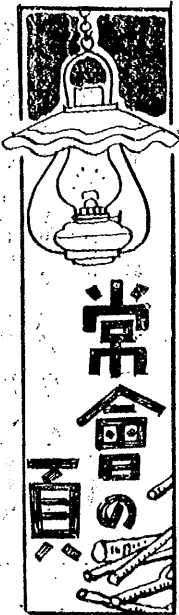
ラッチーとは棍棒の先に鐵の棘をつけた兇器であり、

英國の官憲はこれでインド人を襲撃し、所構はず力任せに殴るのである。インドの志士でラッチーの傷跡のないものは殆んどなく、ネールの年老いた母さへラッチーの連打を受け、頭部裂傷で流血甚だしく、人事不省に陥つて街上に倒れた。獄中この悲報を受けたネールの痛憤は察するに餘りあり、紳士の假面を被る英國の正體が鬼畜にも等しきことを示すものである。

英國の寶庫インド、このインドを基地として英國の東亞侵略の魔手は伸ばされたのであり、インドと東亞を繋ぐ咽喉部がシンガポールである。日本の紡績業の勃興によつてランカシアの繁榮を奪はれ、マレー沖海戦において精銳なる日本帝國海軍に東洋艦隊主力を撃滅された英國は、今また太平洋、インド南洋の制海權を扼するシンガポールを失はうとしてゐる。過去三百年に亘る積惡の報いでなくて何であらうか。八紘爲宇の精神に基づいて皇師の進むところ、英國多年の積惡に對する破邪顯正の劍が容赦なく揮はれ始めたのである。

(この項つゞく)

一月の常會で何を取り上げる



新秩序建設のための聖戦なることを強調し、舉國鐵石の結束を固め必勝の信念を以て目的の貫徹に邁進して聖慮に應へ奉らんことを誓はしむ。

二 國民皆働の決戦生活確立

一億挺身の覺悟を以て國民皆働し、所要生産の増強に奮勵すると共に凡ゆる困苦缺乏を克服する決戦生活態勢の確立實踐を期せしむ

三 國土防衛の強化徹底

(イ) 防空準備と心構へ

防空に關しては特に左の諸點に留意しこれが徹底を期せしむ

- 1 空襲を受ける危険去りたるに非ざることを自覺し常に警戒を怠らざること
- 2 實戰即應の防空準備を整へ不斷的訓練を怠らざること
- 3 空襲に際しては防空必勝の信念を以て互に協力し持場を死守すること
- 4 長期戦を覺悟し且つ働ひ且つ働くの防空態勢を整ふる
- 5 凡て當局を信頼しその指示に基づき計量準備實施を行ふこと

一月の常會徹底事項

一 必勝の誓

新春を迎へるに當り、今次の大東亞戰爭は皇國の歴史的世界

今度中央で、情報局、内務省、大政翼賛會が中心になつて、各省と相談の結果、毎月

の常會徹底事項をきめることになりました。これは内務省から地方廳へも通牒され、

地方では、それ／＼地方の事情を考慮して、更にこれについて具體的な指示を皆さん方

に下されたい。

常會の旨で詳細に解説しますから、常會に臨まれるに當つての手引として活用して下さい。

下の通り。

常會の旨で詳細に解説しますから、常會に臨まれるに當つての手引として活用して下さい。

下の通り。

常會の旨で詳細に解説しますから、常會に臨まれるに當つての手引として活用して下さい。

下の通り。

ひ勝手なる行動を控ふる事

(ロ) 流言飛語に對する心構へ

流言飛語を信じ或ひは口外吹聴するが如きは、敵國の思想

策略に加擔する非國民的行爲なることを自覺徹底せしめ特

に戰況については當局の發表に絕對信頼し如何なる事態に對しても動ぜざる態度を持せしむ

(ハ) 防諜と外人の取扱ひ方

防諜並びに思想防衛の觀念を徹底せしむると共に善良なる

外國人に對しては、中立國國民は勿論、敵國民に對しても

出來得る限り親切なる取扱ひをなし大國民としての襟度を保

持せしむ

(ニ) 食糧に對する不安除去と消費の規正

戰時食糧政策は當局において既に萬全の措置を講じ、特に

空襲下の対策については貯蔵に、配給の資材要員に、萬遺漏

なき手配を完了せるにつき國民は政府の措置に信頼すると共

に、この際生産者においては更に一段と増産につとめ、消費

者においては、一粒の米をも無駄にせざるやう心掛け、以て

政府の施策に協力せしむ

百七十億貯蓄の達成

皇軍勳捷の感謝と感激を戰費調達の上にも具現すべく、新たに「感謝貯蓄」の實施せられたるに、鑒み、あらゆる方法を以てこれが成果を擧ぐるやう努力すると共に百七十億貯蓄の達成を期し聖戰の完遂に遺憾なからしむ

五 銀銅回收の強化

この度與々宮中大奥におかされればは銀銅回收に對する畏

き思召より多數の御調度品を御下渡あらせられたる趣き拜承し

恐懼感激措く能はざる所なり、國民一般は、感奮興起し更に

一段の成果を收むるやう格段の努力を致さしむ

興亞奉公日の實踐題目

- 一、強くあれ、必勝の信念もつて職域を守れ。
- 二、家庭も戦陣、生活を擧げて御奉公の誠をつくせ。
- 三、國土防衛は協力一致、隣組の力で持場を固めよ。
- 四、流言に惑ふな、當局の指示を信頼して行動せよ。
- 五、國運を賭しての勲だ、沈着平穩、最後まで頑張れ。



# 國民皆働の 決戦生活確立

今日は一塊の石炭でも多く  
開り出して、工場機械の運  
轉にこと欠かないやうにし、  
一噸でも多くの鐵を造つて、  
戦線に十分な彈丸を送り、  
一粒の米でも餘計に作つて、  
食糧の不安を除き、この戰  
争がいくら長く續いても、び  
くともしないだけの用意が  
必要です。

そのためには、金も、物  
も、人もすべてをあげてこの  
目的を成し遂げるために動員  
されなければなりません。無  
駄な費用を省いて貯蓄し、不

要不急な物の使用をやめるの  
もみんなこのためです。

赫々たる皇軍の戦勝の際に  
は、工場のなかで日夜操りな  
く作業を続け、或ひは鑛山の  
坑内で黙々と鑛物を掘る産業  
戦士の汗と脂とが、ある  
ことを思へば、一人でも多く、  
いま、國家の必要とする戦場  
に、敢然向はなければならな  
いのは當然のことです。食へる  
のに困らないからといって安  
閑としてゐたり、外聞が悪い  
からといって働かぬ出ないで  
ゐたりすることは、今日、許さ

るべきことではありません。

今日の非常時局を突破する  
ためには、國家がうんと力を  
入れてゐる方面だけで數百萬  
人の人手が入用です。このた  
めには、國民の間に一人の右  
閥者もなく、國民の一人々々  
が緊要な方面で、戦域奉公の  
誠を致し、勤勞を通じて國に  
報いる覺悟がなければならま  
せん。「國民皆働」の精神を活  
かして、重要な方面の仕事の  
お手傳ひをするために、國民  
勤勞報國隊を編成して、軍の  
作業隊や、重要な工場、鑛山、  
或ひは農繁期の農村等で勤勞  
奉仕することになつてゐるこ  
とはもう御存じでせう。これ  
は、國家總動員法に基づいて  
定められた「國民勤勞報國隊



# 各地の勤勞會と見聞 部落实力で護岸 工事

徳島縣板野郡北瀬村大字折  
野四條第二部落會は瀬戸内海  
に面した讃岐岬の二十八戸の  
半漁半農で、餘り裕かでない  
部落ながら一致團結して時局  
下力強い歩みを續けてゐます。

殊に去る十一月二十一日落  
成式を挙げた大手海岸の護岸  
工事は、今年の暴風雨で部落  
中十三戸が家の土表まで波に  
洗はれた状態に、しかも復舊  
は困難とされてゐましたが、  
部落の幹部はこの危険をその  
まゝ放置するに忍びず「今こ  
れ部落會の組織力を發揮すべ  
き時だ。部落内の危険は部落

力金」といふ規則によるもの  
で、原則として、男子ならば  
十四年以上四十未滿の者、  
女子ならば十四年以上二十五  
未滿の未婚の者は、一定の  
本業を有する者でも、一年に  
三十日以内、勤勞報國隊に加  
はつて勤勞奉仕をする義務と  
義務とをもつことになつてゐ  
ます。この勤勞報國隊は青少  
年團、婦人團體、各種の組合、  
學校等に、必要のある度毎に  
編成が命ぜられるのであつ  
て、平素からその準備と心  
構へをして置くことが必要で  
す。この勤勞報國は、徴用で  
はありません。

また、限りある人手を必要  
な方面で働いて貰ふために  
は、各方面ともこの點思ひ切

つて人手を節約していただく  
なければなりません。そのた  
めには、人の雇入や就職を  
従来よりも一層制限しなければ  
ならぬのは申すまでもあ  
りません。このために、國家  
總動員法に基づいて「勤勞報  
國隊」といふ規則ができました。  
つまり、この規則で一定の技  
能を有つてゐる者、例へば機  
械技術者や旋盤工等の雇入や  
就職は、國民職業指導所に相  
談した上でないと勝手にでき  
ないことになつたのです。また、  
これから國民學校を卒業する  
者の雇入及び就職については、  
卒業後二年間は國民職業指導  
所の手を通じないでは勝手に  
雇入も就職もできませんし、  
また、その他、男子では十四

年から四十未滿までの者、女子  
では十四年から二十五年まで  
の者は、國民職業指導所の紹  
介を受けるか、釋放で雇入れ  
る人員について豫じめ三月  
前に國民職業指導所長の認可  
を受けて雇入れるか、または  
雇入れようとする一人々々に  
ついて國民職業指導所長にこ  
相談の上か、以上何れかの方  
法によらなければ雇入も就  
職も勝手にできないので  
す。これからは、人を雇入れ  
よう、就職しようといふ場合  
には、いままでのやうに自由  
勝手にではできなくなつたわけ  
ですが、多少の不自由はお互  
に耐へ忍んで、進んで國家の  
重要な方面に働く人を、一人  
でも多くすることに努めよう  
ではありませんか。

民の一致の力で救はう」と呼  
びかけ、部落民も一齊に奮ひ  
立つて、利害關係を超越して  
老若男女が協同活動し、工事に  
全力を注いだので、僅か一ヶ  
月足らずで十三ヶ所延長二六  
〇メートルの護岸が物の見事  
に出来上りました。このやう  
な大仕事は、部落民が利害打  
算の觀念を棄て文字通り一家  
族の心持でやつたればこそ完  
成したものと賞讃の的とな  
つてゐます。

家賃に試別の辭

決戦下軍需資材強化の一環  
として、家庭からの金屬類供  
出運動が華々しく展開されて  
ゐる時、岐阜縣土岐郡泉町  
の銀谷三郎さんの數百圓に  
及ぶ家賃全部を獻附された義

# 國土防衛の強化徹底

大東亞戦争は、開戦勢頭に素晴らしい大戦果をあげていますが、さて戦後國民として、皇土を守り抜く構へは？次に決戦下一億國民が断じて忍せにできない事柄を拾つて実行していただくことにしませう。

## 防空準備はぬかりなく

わが海空軍が、敵の處をういてハライを襲ひ、アメリカ太平洋艦隊に致命的な大打撃を與へたことは、逆に考へると、こちらにも油断があらば、いつ同様な打撃を蒙るか分らないことを教へてゐるわけです。従つて、油断は大敵、わが陸海空軍が諸敵に對して西太平洋の制空権を

## 水 用水桶に水は満して

あつても、厚水などを張らしてあつたらういざいざといふときに困ります。特に用水桶の置場はよく考へ、池の水も多かれにせず、一面都會地では節水につとめることが大切です。

## 防火用具 梯子、網、藁

火叩き、長棒などはよく點檢し、置場なども人の通行に邪魔にならないやうに注意しませう。用水桶をはじめ防火用

## 家内の整理 重要な書類

等が紛失したり焼失したりしないやうに取纏め、燃え易いものは安全な所に納められるやうに用意しておきます。長期戦覚悟の防空態勢、こんどの戦争は長く続くと思はねばなりません。従つて、間に合せの防空準備ではいけません。戦ひ且つ働きの防空態勢を整へて、空襲下でも仕

## 流言飛語に惑ふな

根も葉もないことを信じ、或ひは本當か嘘か分からないことを言ひふらして歩くことは、わが國を内部から崩れ立たせることになりす。戦時には民心がひき緊る反面、冷静には民心がひき緊る反面、冷静を失ひ勝ちなものです。その

## 燈火管制上の注意 別項

をこぞ下さい。

## 去る滿洲事變一周年記念日

に家族を集め家寶を陳列して、町内名士臨席の下に、これを應召、國家にご奉公せしめる趣旨の一風變つた『訣別の辯』を誦んで献納したものです。その一節を紹介してみませう……

## 汝應召品にして靈あらば

今茲に秋を別ち、お國のために召に應ずるの壯舉を送る。何ぞ惜別の情に堪へんや。然りと雖も汝鎗が弾丸となり軍機となり、勇敢なる武人の手によりて敵を殲すの日あるを思へば、獻納の資些些たりと雖も自ら意を強うするに足らむ。征け銅鐵器。

## 町内皆働で貯蓄勸行

鳥取縣米子市角盤町一丁目上町町内會は百八十戸隣保十三班から成り立ち、業態は商店あり俵給生活者ありで、生活程度は高くありませんが、貯蓄も納税も優秀な成績をあげてゐます。これには指導者の熱心な指導によること勿論ですが、一つには、女子供も皆働の精神に燃え内職を勵行してゐるためです。且下盛んに行はれてゐる『竹削り』は誰にも出来る簡単な手内職なので、区内でやらない家は殆んどなく、このため町民は貯蓄や納税を少しも苦にしないわけです。

従つて勝況などについては、わが陸海軍の發表を總對に借用し、敵の宣傳に乗らないやうに注意しなければなりません。すでにアメリカ側の戦況發表に「日本の軍艦」ひらぬまを「陸沈」といふやうなものがあつて、私達を苦笑させました。これなどは笑ひ過ごせるもの、戦ひの進むにつれて、敵の宣傳も極めて上手

### 防諜と外人の取扱ひ

スペインの魔手からわが國を守るため、外人に對する取締りが嚴重なることは止むを得ませんが、善良な個人に對しては中立國國民は勿論、敵國民に對しても大國民の態度をもつて接しなければなり

ません。敵心を個人の直接行動に現はすことは、決して國を利することになりません。必要な處置は當局でちやんとつてゐるので、國民はあくまで堂々たる態度をとることが大切です。

### 食糧にも決戦態勢

東亞共榮國內の食糧事情は前途洋々であり、また、空襲時の食糧についても、貯蔵に配給に萬全の策がとられ、今日、わが國民は、心懸け一つで飢ゑる心配は少しもありませんが、戦ひは長期戦になるのは必定ですから、生産に携はるる人の増進への努力は、

に必要で十分な準備をとつて行くか、そこに工夫が必要なのです。代用食や混食にみんなの智恵をこらねばならぬのは、いよ／＼これからです。

いよ／＼徹底しなければなりません。平時には、健康をとるため、何々を食へようかと、自由に物を採ることができましたが、今日のやうに國を賭しての決戦下では、限られた物の中から合理的に、どういふ風

に給米が餘つたからとて大やうに食はせてしまふなどはもつてのほか、野菜のはし切れ、果物の皮の利用にも決戦下國民の心懸けがヒシ／＼とにみ出ねばなりません。生産者には天候、資材、勢力不足などの、阿ひがあり、消費者には消費規模に對する苦悶のあることを覺悟して、この大戦争を戦ひ抜かねばならないのです。

### 銃後 一人も漏れなく

### 「感謝貯蓄」を實行しませう

興軍の大事業を妨碍しようとした米英腐惡のために奮然奮起したわが皇軍は、開戦僅か一週間で、實に全世界を驚倒させるに足る赫赫たる一大戦果をあげました。しかしながら、私達は、戦捷に酔ふてゐる時ではありません。何しろ相手は世界の二大富國といはれる米英のことです。それだけで明を敵ぐとは思はれません。必ずやその甚大なる經濟力を練合集中して長期戦に導き、わが國の疲れるのを待つて、一舉に討ちんとするの作戦であり

ませう。ですから我々はこれに對する備へをしつかりと固め、鐵石の決意をもつたとへ、戦ひが今後幾年或ひは幾十年續いても、最後の勝利を獲得するまでは斷乎戦ひ抜いたけの堅い覺悟が必要です。それについて國民は一體何うすればよいのでせうか？一日に申すならば、今までよりも一層勤勞を強化して生産能力をあげ、節約して物資と資金の剩餘を計り、それを貯蓄して戦費と生産力増資資金をつくる、そして第一線において、君國のために奮戦され

る皇軍將士の被服、糧食に缺くことがないやうに、また敵を殲滅するに必要な武器弾薬を十二分に供給するやうにすること、これが私達銃後のつとめです。銃後の國民は、陸海軍將士の奮戦を稱へ、たゞに感謝感激するだけでなく、これを實行に移してその機軸に働いてやうに努めなければなりません。それについて最も手っ取り早く且つ効果のある方法は「感謝貯蓄」「御禮貯蓄」「有難う貯蓄」を實行することです。この感謝貯蓄について、且下賣出中の國債をお買ひになることもよいでせうし、また貯蓄債券や報國債券を購入されることも結構で

す。その他、定期郵便貯金や振替貯金等の措置的貯蓄を利用されて、永くその意義を傳へるのもよい方法です。なほ感謝貯蓄は各個人において行ふほかに、町内會、部落會、隣保班はもちろんのこと、官公署、學校、會社、工場、事業場等で申合せによつて適當な貯蓄の種類や方法を選んで實行するの望ましいことです。そして、その貯蓄額もたゞ申儀的に少額に止めることなく、各自の能力の許す範囲内で出来るだけ多くすること、が、皇軍將士の武勳に對して厚く酬ゆる所以であり、また感謝貯蓄の眞の意義でもあります。

(大藏省國民貯蓄獎勵局)

## 灯火管制上の注意

—よく呑み込んでおきませう—

**灯火管制**には二通りあります。一つは敵機の來襲の虞れがある場合の**警戒管制**と、敵機の來襲の危険がある場合の**空襲管制**です。なほ、このほかに警戒管制を行ふ時期にはなつてゐないが、いつ敵機が襲來するか分らない場合に、屋外燈の一部を消す準備管制があります。

**警戒管制** 警戒管制の場合、屋外燈は全部消します。もつとも門・軒燈の中で街路燈を代用するものは、街路燈と同様の管制程度即ち規定の遮光具を使って百平方メートルに一・五燭光以内は残して置くことができます。この代用燈は、所轄の警察署と市町村が決めます。

**空襲管制** 空襲管制が發せられた場合には、屋外燈は全部消し、また警戒管制時に残されてゐたものも全て迅速確實に消燈します。その他一切の光が外部に漏れないやうにしなくてはなりません。

**減光と隠蔽** 減光はご承知のやうに、電燈の数を減らしたり、燭光を小さくすることですが、隠蔽は、數も燭光もその儘にして置いて、黒布等で窓と出入口、隙間、節穴等の總ての開口部を完全に

と遮光します。減光は次の通りに行ひ、遮光は直射光線が窓や開口、天窓等の開口部に向はないうやうにします。

このやうに二層に〇・五燭光の割合ですが、どんなに狭くても二燭光以上をつけることは出来ません。

甲地域の減光	燭光	許容
燭光	許容	燭光
一	〇・五	〇・五
二	一	一
三	一・五	一・五
四	二	二
五	二・五	二・五
六	三	三
七	三・五	三・五
八	四	四
九	四・五	四・五
十	五	五
十一	五・五	五・五
十二	六	六
十三	六・五	六・五
十四	七	七
十五	七・五	七・五
十六	八	八
十七	八・五	八・五
十八	九	九
十九	九・五	九・五
二十	十	十

## 戦下の鉄と銅の特別回収

特別に國民各位の協力を

敵つて光が外部に漏れないやうにすることです。完全に隠蔽すれば、空襲管制でも電燈を消す必要はありません。

**警戒管制** 最後に警戒管制の方法ですが、警戒管制と空襲管制は、その地域の防衛を擔當する防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府長官が發する防空管制で管制状態に入ります。

日本は底力を無限に示す鉄と銅の特別回収は、一億國民の決戦態勢下に力強く行はれてゐます。

このやうに二層に十燭光の割合ですが、どんなに狭くても五十燭光以上をつけることは出来ません。

乙地域の減光

このやうに二層に〇・五燭光の割合ですが、どんなに狭くても二燭光以上をつけることは出来ません。

# 産業再編成問答

十二月十日號より續く

## 中小企業統合の理由

〔問〕 中小企業の整理統合は、なぜ多くの犠牲を拂つてまで行はなければならぬのですか。

〔答〕 一言でいへば、高度国防國家を建設するためです。これを具體的に工業と商業に分けてお話ししましょう。

まず工業方面から申しますと、結

局生産力の昂揚といふことになりま

す。つまり、いま資材、労力等は非常に通じてゐるのですから、この需要を國家の要求する方向に集中してゆることが必要です。

さうするためには、よくいはれてゐる最重點主義をとらなければなりません。つまり、國家の最も必要とする軍需産業方面、軍需産業方面でも特に高効率を必要とする分野に集中してゆかなければならぬので

す。

ところが現在の中小工業は、能率が低い、割合に多くの資材、労力を必要とするのです。そこで、今までのやうな状態でをりますと、國家の必要とする企業がその巻添へを喰ふ結果になります。

この間のけじめをはつきりして、國家の必要とする企業で、しかも資金なり労力なり資材なりを、必要な方面に重點的に振向けることになり

ますと、どうしても中小工業の整理といふことが必要となつて來るわけ

です。次に商業の方面から考へてみます。商業と申ししても問題は小賣商ですが、これは今までは數からいひますと、多すぎるくらいで、絶えず共倒れ状態にあるのです。

このことは、いろいろ議論もありませんが、これまでは社會政策的にみますと、或る意味では失業者な

ものでも、必要以上に使ふことは消費規正の方面で引締めてゆく。かうなつて來ますと、これまでも、とかく多すぎるといはれてゐた小賣商は、ますます過剰となり、放つておくとますます共倒れになり易いので、政府では、共倒れになる前に、轉換して、轉廢業をさせてやらうかと考へて實施してゐるのです。

要するに、かうした小賣商の過剰現象に加へ、配給機構といふものは、今まで餘りに複雑怪奇すぎ、配給の機構は五、六の段階どころか、十段階にも亘つてゐる有様です。かうした状態で、果して戦時下において必要物資を急速に、しかも確實に配給できるであらうか。そこで、このやうな複雑な配給機構をできるだけ單

純化して、國民生活に最も必要な物資を迅速確實に且つ低廉に配給する方向にもつてゆかなければならぬことは當然です。かうした點を兼合ひで、中小企業の整理統合といふ問題が起つて來たわけです。

## 整理統合の方針

〔問〕 では政府は、この重大な整理統合をどういふ肚でやるのですか。

〔答〕 かうした中小企業の整理統合は、申上げるまでもなく、戦争目的達成のためにやつてゐるのですが、これを、さらに長い目でみますと、この前の大戦直後の經濟恐慌で味はつた苦い經驗を、そのまま抛つておくやうなことがあれば、また繰返さな

いと誰れが断言できません。あのやうな苦い経験は、できるならば、戦時中になし崩し的に整理していつて、戦争がすんで、時局が安定したその後に、二度と経済的な悪夢を繰返さないやうにしたいのです。

それと同時に、商業にしろ、工業にしろ、今までは個人の自由意思で、てんぐばらぐにやつてゐたのを一點に集中して、いはば國策協力機關だといふ方向にもつてゆく必要があります。それには物の生産も、物の配給も政府がやれば一番よいのですが、政府ではそこまで手がまはらないから、政府に代つて中小商工業者の皆さんが、國民生活のために物資の配給をするのだといふ氣持になつていただかなければなりません。

(問) 特に積極的に整理統合を行はねばならなくなつた理由を説明して下さい。

(答) 結局、獨り開戦に引續いて、英米民主主義國家群の資金凍結といふやうなものが、最も大きな原因だつたのです。

つまり、わが國がこれらの國から輸入してゐた物資が、全面的にストップして、どうしても自給自足經濟でゆかなければならなくなり、そして如何なる犠牲を拂つても、國家の最も必要とする方面に充填してゆかなければならなくなつたのです。また一方、今まで農村方面から相當の勞働力の補助を仰いでゐたのですが、その農村方面も、最近では食糧増産といふことになり、なか／＼軍

需方面に向けるわけにはゆかなくなつて來たのです。かうなつて來ますと、どうしても外の方面、すなはち中小商業方面から充足する以外に、まづ途はないわけです。

(問) これまで、政府は整理統合をどうやつてきたのでせう。

(答) 昨年の十二月二十五日に商工次官の名で「中小商工業者ノ企業合同勸奨指導ニ關スル件」が通牒されたことは、皆さんご存じの通りですが、これによつてほと／＼企業合同、整理統合の方針は決つたわけで、今日も、この方針には大體變りはありません。

整理統合のやり方は、重要産業は中央で整備計畫を立て、整備計畫を地方廳に移し、實施は地方廳に委せ

る仕組をとつてゐます。しかし政府の考へとしては、どこまでも行政官廳の力を俟たなければならぬといふと、必ずしもさうではなく、或る程度、業者の自主的な整理統合をすゝめてゐます。つまり業者の自主的な整理統合によつた方が、實情に即した整理統合ができる場合もあるのぢやないか、また實施も円滑にゆくので、と云つて、一から十まで、自主的にさせますと、相當に打算的な整理統合が行はれる虞れがありますので、行政官廳がある程度の指導や勸奨をしてゆかなければならぬといふわけです。

(問) 今までにてきてゐる整備要綱にはどんなものがありますか。

(答) まづ金屬工業方面では、輕金屬加工工業整備要綱、船舶用金物製造工業整備要綱、銅合金鑄物關係工業組合整備要綱等があり、機械工業方面では、機械鐵鋼製品工業整備要綱、自動車修理加工工業整備要綱、農器工業整備要綱その他化學工業方面では、ゴム工業整備要綱、石鹼工業整備要綱、硝子工業整備要綱等があり、さらに配給機構方面には、配給機構整備要綱、生活必需品配給機構整備要綱など、いろいろあります。

### 今後の整理統合

(問) 今後の整理統合は、どう行はれますか。

(答) 現在、商工省としては、企業合同をしたものは、株式會社とか有

限會社とか、小組合の制度を採らせることとし、受註轉讓、技術指導、見本製品の補助とか、集團轉讓の助成といふやうな應急的な補助も與へてゐますが、今後も、大體この方向に進んでゆくことにならうと思ひます。たゞ、これまでは自主的な整理統合に重點をおかれてゐたのですが、今後はもう少し行政官廳なり、政府の指導力が表面にでて來るだらうと思ひます。

この問題はどうしても轉廢業の問題と兼合ですから、轉廢業に對する施設が完備すれば、整理統合は自然抄ることと思ひます。つまり施設の完備を圖ることがまづ第一であると思ひます。

(問) どうして完備させますか。



(答) まづ皆さんが、お考えになることは、國家總動員法などに基づいて、強制的にやりはしないかといふ問題でありませうが、この點は、さきほど申し通り、まづ自主的な整理統合をやらせ、できるだけ強制的な措置は避け、假りに強制的な措置をとるにしても、「傳家の密刀」として抜かないところに妙味があるのです。しかし、過去の實績なり、現在の情勢から、急速にやらなければならぬといふことになりま

すと、どうしても相當政府が指導的な立場に立つて、法令に基づいて強制的に整理統合をやるといふことにならなければならぬわけです。それでよく、最近世間で「企業動員令」といふやうな特殊の法令も設けられるやうになるのではないかと考へられます。

### 課税問題はどうか

(問) 整理統合に伴ふ課税問題は、どうなりませうか

(答) これはなか／＼重く問題で、殊に整理統合によつて企業の間合體を作るといふ場合、課税の問題の解決如何では非常に撻り、反對に非常に遅れるわけでもありませんので、政府としても慎重を期してをります。まづ整理統合に伴ふ無税にはどんな場合があるかといひますと、第一には、會社等の法人の合併の場合、第二は、個人の企業が合同して會社を設立したやうな場合、第三は、個人企業が會社に出資または事業の譲渡をやるやうな場合、かうした場合に税がかかるわけですが、その中で一番問題となるのが、會社の合併によつて清算される場合で、これには法人税とか、相當高率の營業税がかかるわけです。その上、登録税も新たにかゝつて来るので、何とか免税するなり、減税するなりの措置を講じませんと、企業の整備に非常な支障となるわけです。この減免方については民間側の要望もあり、商工省としても何とか取計らひ得るやうに考究中であります。

### 共助金の給與

(問) 轉廢業者のうち生活困難な者には共助金を與へるやうになつたさうですが。

(答) それは、共助に對する補助金のことです。元來共助金は、これまで轉廢業對策と關聯して、各方面でもその必要を痛感してゐるので、實は實狀のまゝではなか／＼一般に考へてゐる程、轉廢業者がでて來ない。

(問) 出てこない理由として、どんなことが考へられますか。

(答) 色々ありませうが、その一つの原因としては、轉廢業するにしても、新らしい職につくまで遊ばなければならず、また新らしい職についたとしても、未経験者として取扱はれるため、収入の減少は免れません。また最近のやうに住宅の拂底、或ひは交通費がかかるやうになりますと、郷里をすてて他郷にでても轉業

するといふことは、相當無理なことです。もちろん、國民更生金庫あたりで、資産を相當有利な條件で買取つてくれますが、これまでの營業上の負債もありませうし、雇人もそれといふわけで、實際の手取りは非常に少いといふやうなことになる、なか／＼轉廢業ができません。それで、何とかこれを促進して、轉業を奨励し、「轉業報國」といふやうな方向に進めるには、或る程度の潤滑劑が要るんぢやないか、といった觀點から、こんど政府は大體一人當り年三百圓出してやらうといふことになつたのです。

(問) 共助金を與へる眞意は、どこにありますか。

(答) 轉廢業することになりますと、即座に今まで向いてつた資材なり努力なりが、残つた業者の方に集り、そのために残つた業者はある程度の利益をうけるのぢやないか。また同業者としての誼や大家族主義といつた氣分から、時局の重壓のために轉廢業をしなければならぬといふ同業者に對して、或る程度の見舞金を出してやる。つまり、相互共助の精神でやるといふことが、同業者の責務ではないかといふので、まづ同業者でさういふ措置を講じてもらふ建前で、共助金の制度を業者に奨励して來たのです。さうかといつて一時に共助金を出すことは、相當の金額がある場合がありますので、さういふ金額は同業者團體、つまり

商業組合とか工業組合とかいふもので、どうしても外から金を借入れなければならぬ場合があります。さうした場合、更生金庫は非常な低利で貸してやるばかりでなく、利子は政府で負担してやるといふ建前であります。かういふ恰好で一應進んで来たのですが、同業者團體でも、財政の豊かなものと、負擔能力の貧弱なものとありますので、貧弱な負擔能力のものに加入してをった者は、それから貰ふ共助資金は非常に僅かです。それでは、その業者にとつて氣の毒ですし、また一方、轉廢業しないで残つた者も今後収入が相當減つて来るのぢやないか。さうなると、相當に巨額の共助金を拂へるといふ見込は、非常に薄くなつて来るわけです。さういふ點を補ひながら、

### 交付金を受けられる者

轉廢業を促進してゆきたいといふのが共助金制度を設けた狙ひです。  
**問** てはこの共助金は、どの程度に困つてある人にやるのですか。  
**答** 生活困難といつても、これは各個の場合についてみなければいけません。さし當つて、轉廢業をしたために失業して食へないといふ人には、どうしてもやらなければならぬと思ひます。  
次ぎには、他の工場の勞務者になつたが、今までより収入が少いために、その賃金だけでは一家が食へないといふ場合にはやらなければならぬのでせう。要するに、補助金にについては府縣でも豫算を組むでせう  
し、その他、同業者團體の負擔能力の多少とか、家族數に應じて相當裕りを以て加減できるやうな仕組みでやつてゆくことになりませう。  
**問** 交付はどんな方法で行はれるのでせうか。  
**答** 府縣から同業者團體に、さらに團體から轉廢業者へ交付されることになりませう。手續はできるだけ迅速にやり、金もできるだけ多く交付したい方針です。實際の交付方法については、先日「中小商工業再編成費補助實施要綱」といふものを作つて、地方長官に通牒してあります。しかし補助金は、何分にも豫算の範圍でやることで、すから、轉廢業者全部の人にやるわけにはいきませんが、できるだけ廣い範圍の人達にやりたいと考へてをります。(續)

### 文部省推薦圖書

昭和十六年十二月分文部省推薦の一覽並に児童向圖書が發表されました。

書名	著者	定價	發行所
民族と人口の理論	大木		發行所
小山築三		A五	羽田書店
技術と社會政策		A五	光書房
滿洲農業圖誌		B五	非凡閣
滿洲製鐵圖誌		B六	朝日新聞社
沙見三郎		B六	中央公論社
山征か		B六	新潮社
石川理紀之助		B六	新潮社
伊藤水之介		B六	新潮社
力		A六	三國文堂新光社
山のこゝろ		A五	博文館
神田聖吉畫			博文館
軍艦隊の行くところ		A五	フタバ書院
南洋の子供たち		B六	東亜堂
森田文雄		B六	東亜堂

### 寫眞週報

十二月二十四日發行

題目	定價
大東亞戰爭緒戦の勝利特輯	十錢
全國民に懇ふ	十錢
新軍事協定締結	十錢
ハワイ真珠灣奇襲大海戦(彩色)	十錢
上海租界への進駐	十錢
イ、ハワイの地圖と解説	十錢
ハ、ハワイの地圖と解説	十錢
イ、ハワイの地圖と解説	十錢
ハ、ハワイの地圖と解説	十錢

### 週報

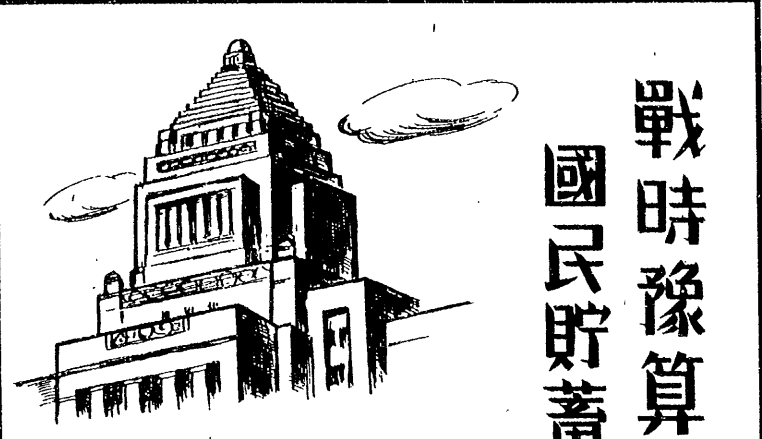
昭和十六年十二月二十四日發行

部	定價
一部	五錢
五部	二五錢

内閣印刷局發行課  
電話九ノ内三五一九  
報務東京一九〇〇番

全國各地官報販賣所  
書店・新聞店・驛賣店





# 戦時豫算は 国民貯蓄を要求す

を的目の戦聖  
に爲るす徹貫

国民貯蓄の増進はま  
すます重要な國策と  
なり……  
そしてこれが勵行は  
今や一億國民に課せ  
られた最大の責務と  
なつて居ります。

社本 命生國愛  
谷比日京東

12月結算 專變債券當籤番號表(其ノ二)

支拂開始期 昭和16年1月8日  
支拂場所 逓信省支店、山形郵便局、代理店及郵便局  
支拂額 逓信省支店、山形郵便局、代理店及郵便局  
支拂額 逓信省支店、山形郵便局、代理店及郵便局  
(原簿表中央部・別冊、原簿表中央部・別冊)

昭和16年12月 株式会社 日本勧業銀行

16	20	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																							
15398	15399	15400	15401	15402	15403	15404	15405	15406	15407	15408	15409	15410	15411	15412	15413	15414	15415	15416	15417	15418	15419	15420	15421	15422	15423	15424	15425	15426	15427	15428	15429	15430	15431	15432	15433	15434	15435	15436	15437	15438	15439	15440	15441	15442	15443	15444	15445	15446	15447	15448	15449	15450	15451	15452	15453	15454	15455	15456	15457	15458	15459	15460	15461	15462	15463	15464	15465	15466	15467	15468	15469	15470	15471	15472	15473	15474	15475	15476	15477	15478	15479	15480	15481	15482	15483	15484	15485	15486	15487	15488	15489	15490	15491	15492	15493	15494	15495	15496	15497	15498	15499	15500

露光量違いにより重複撮影

週報は民翼賛の道しる

週

報

昭和十二年十月二十四日 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日発行)



# 磨歯用薬い強の力効

口中細菌を  
化学的に浄化する

専賣特許の強力殺菌劑  
數種及び特殊藥劑の配  
合により口中の細菌を  
浄化すると共に齒齦を  
強化しムシ歯・齒槽膿  
漏の直接的原因を除去  
します。齒磨は藥理的  
効果の強い「クラブ」  
をお選び下さい！

専賣特許の殺菌劑  
クロールカルバ  
ヨードチモール 配合

内閣印刷局印刷發行

(判LA5)格規定國はさき大の書本